

国民年金は3つの年金であなたをサポートします!

65歳になったとき…

老 齢 基 礎 年 金

国民年金保険料を納めた期間・厚生年金等加入期間・厚生年金等の加入者である配偶者に扶養されていた期間・カラ期間・免除期間を合計して資格期間を満たした方が65歳から生涯受けられる年金です。

◇平成29年度年金額

●779,300円(満額)

- ・この額は、20歳から60歳までの40年間、全ての保険料を納付した方の場合です。
- ・支給される年金の額は加入していた期間と納付の状況により決まります。

もしも、家の働き手に先立たれたら…

遺 族 基 礎 年 金

国民年金加入中の方または老齢基礎年金を受ける資格期間(25年要件※)を満たした方が亡くなったとき、その方に生計を維持されていた「子のある配偶者」または「子」が、子が18歳に達する年度末まで(1級・2級の障害のある子の場合は20歳になるまで)受けられます。

◇平成29年度年金額

●子(1人)がいる配偶者の場合 1,003,600円

●子(1人)の場合 779,300円

- ・遺族基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と金額に一定の要件があります。
- ※資格期間は25年以上あることが必要で10年短縮の方は対象外です。

もしも、病気やケガで障害が残ったら…

障 害 基 礎 年 金

国民年金加入中に、病気やケガで障害が残ったときや、20歳前の病気やケガで国民年金施行令に定められた1級、2級の障害の状態になったときに受けられます。

◇平成29年度年金額

●1級障害 974,125円

●2級障害 779,300円

- ・障害基礎年金を受け取るためには、保険料を納めた期間と金額に一定の要件があります。
- ・20歳前に障害となった場合は、20歳になったときに請求ができます。この場合、本人の所得によって支給制限があります。

老齢基礎年金の資格期間が25年から10年に短縮されます

これまでは、老齢年金を受け取るためには、保険料納付済期間(国民年金の保険料納付済期間や厚生年金保険、共済組合等の加入期間を含む)と国民年金の保険料免除期間などを合算した資格期間が原則として25年以上必要でした。平成29年8月1日からは、資格期間が10年以上あれば老齢年金を受け取ることができるようになります。

詳しくは、「ねんきんダイヤル」☎0570-05-1165(ナビダイヤル)

または、「岡谷年金事務所」☎0266-23-3661へお問い合わせください。